

小牧市建設工事請負業者格付要領

第1条 この要領は、小牧市において発注する工事の請負業者の格付の方法及び基準を定めるものとする。

第2条 指名競争入札参加者の格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営に関する事項の審査の結果の総合数値（以下「総合数値」という。）及び過去1年間の工事成績、信用度等を勘案して行うものとする。

第3条 格付は、総合数値により別表のとおりとする。

第4条 格付は、隔年ごとに行い、その有効期限は2年（格付の施行された日から次の格付の施行される日の前日まで）とする。

ただし、追加の入札参加申請に伴う格付は受付のときに行い、有効期間は残期間とする。

附 則

1 この要領は、平成2年4月1日から施行する。

2 小牧市土木工事請負業者格付要領（昭和55年5月2日施行）及び小牧市建築工事請負業者格付要領（昭和55年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成8年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

等級 \ 区分		建築工事	建築設備工事	土木工事	その他工事
A	a	901点以上	901点以上	901点以上	901点以上
	b	841～900	841～900		
B	a	781～840	781～840	751～900	751～900
	b	721～780	721～780		
C	a	661～720	661～720	601～750	601～750
	b	601～660	601～660		
D	a	541～600	541～600	600点以下	600点以下
	b	540点以下	540点以下		

備考

- 1 この表において、「建築設備工事」とは、建築物に係る電気工事、水道施設工事、管工事及び機械器具設置工事をいう。
- 2 この表において、「その他工事」とは、建築工事、建築設備工事及び土木工事以外の工事をいう。